

平成 30 年度

経済変動対策資金のご案内

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

名古屋市中小企業振興センター

経済変動対策資金（セーフティネット5号関連）は、全国的な不況業種に属する市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、セーフティネット5号※の認定を受けている方です。

※セーフティネット5号は、以下の要件に該当する方が対象になります。
指定業種に属する事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者

指定業種等の認定要件は中小企業庁ウェブサイト（下記アドレス）で確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

2 融資条件

融資限度額	1億円（既存の経済変動対策資金の残高を含みます）
資金用途	設備資金・運転資金
融資期間 （据置期間）	3年以内（原則12か月以内） 年1.2% 5年以内（原則12か月以内） 年1.3% 7年以内（原則12か月以内） 年1.4% 10年以内（原則12か月以内） 年1.5%（平成30年4月1日現在）
融資利率	
保証料率	年0.67%
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定

3 融資の取扱期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関（市内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重・近畿大阪・第三・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい蒲郡
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 信用保証委託契約書
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - セーフティネット5号の認定書(本店所在地の市町村長が発行したもの)
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

} 名古屋市信用保証協会所定様式

6 その他

- この融資制度は、責任共有制度※の対象です。
※責任共有制度とは、平成19年10月1日から全国の保証協会に導入された制度です。
保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること
名古屋市中小企業振興センター
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011

このチラシは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。